解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年六月二十六日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月四日

福岡県飯塚市忠隈五二三番地

清算法人穂波土地改良区

清算人代表　桑名　吉裕

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年七月十四日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月四日

新潟県長岡市表町二丁目一番地三

大手通表町西地区市街地再開発組合

代表清算人　藤井　良治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年六月六日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月四日

兵庫県南あわじ市中条中筋字彦田二六四

一―二

清算人代表　長尾　文善

中筋土地改良区

公益信託佐野正一記念教育振興基金第三十五期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に規定する事業については、奨学生四名に対し、四〇万円の奨学金を、会津高等学校に対し、八〇万円の図書購入資金を、総額一二〇万円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十九年三月三十一日現在）

資産合計　二五、四五二、一八八円

負債合計　〇円

正味信託財産　二五、四五二、一八八円

平成二十九年八月四日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託佐野正一記念教育振興基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第十九期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十五件総額七四四万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十九年三月三十一日現在）

資産合計　一八、九〇七、八五二円

負債合計　〇円

正味信託財産　一八、九〇七、八五二円

平成二十九年八月四日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

第九期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び正味財産の部　一、六一五、六五二

負債の部計　一、六一五、六五二

正味財産の部

負債及び正味財産の部計　三〇六、七三八

正味財産の部計　一、三〇八、九一四

負債及び正味財産の部計　一、六一五、六五二

平成二十九年八月四日

鹿児島市西田二丁目二〇番八号二階D

一般社団法人鹿児島県損害保険代理業協会

代表理事　中村　善任

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区市名坂字町三五番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区荒巻神明町七番一四号　被相続人　亡　嶺岸　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番二二号

第五菊水ビル五階小島妙子法律事務所

相続財産管理人　井野場晴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市若宮戸一二三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　茂一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

事務所茨城県下妻市本城町二丁目三九番地

矢田部商事ビル三階栗山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗山　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住関屋町四番地、最後の住所埼玉県越谷市増森一丁目八五番地憩いの里養護老人ホームすこやか

被相続人　亡　川崎　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

事務所埼玉県越谷市南越谷四丁目九番六号

新越谷プラザビル二〇三　弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若生　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市大和田四丁目一二番、最後の住所埼玉県新座市大和田四丁目一二番二五号　被相続人　亡　川口　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

埼玉県さいたま市緑区道祖土三―一七―二

三浅香経営法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅香　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市藤が岡二丁目一六番、最後の住所神奈川県藤沢市白旗一丁目一一番一号　湘南長寿園　被相続人　亡　山本　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

横浜市中区日本大通一八　KRCビルディング三〇七

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市加納町向井山九番地六、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　赤川　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

愛知県豊田市若宮町二丁目一六番地一　中村ビル四階　けやき通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市田治米町七二九番地二、最後の住所大阪府岸和田市田治米町七二九番地の二　被相続人　亡　野上惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月四日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号YSR西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

第33期決算公告　平成29年6月19日

福井県福井市灯明寺町5字1番地1

セーレンケーピー株式会社

代表取締役　上山　公一

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,134,917
	固定資産	203,353
	資産合計	1,338,270
負債及び純資産の部	流動負債	755,787
	固定負債	55,962
	株主資本	524,596
	資本金	98,000
	資本剰余金	426,596
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	402,096
	（うち当期純利益）	(20,859)
	評価・換算差額等	1,925
	負債・純資産合計	1,338,270